附則第四項中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に改める。

附則第五項第一号イ中「第十三条第三項若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項若しくは第二十二条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号ロ中「住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、同項第二号イ中「第二十六条第一項」を「第三十三条第二項」に、「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同号ロ中「住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改め、同項第三号イ中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「報告の徴収」を「報告徴収」に、「立入り、検査若しくは調査」を「立入検査若しくは立入調査」に、同号ロ中「住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

附則第六項中「立入り、検査及び調査」を「立入検査及び立入調査」に、「第二十八条第三項」を「第三十五条第三項」に改める。

様式五（一）及び様式五（二）を削る。

様式第四（表）中「第五十条」を「第六十二条」に改め、同様式（裏）中「第五十条」を「第六十二条」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一～九　（省略）」を「一～十　（省略）」に、「十　第五十条第五項」を「十一　第六十二条第五項」に改め、同様式を様式第五とする。

様式第三（表）中「第三十条」を「第三十七条」に改め、同様式（裏）中「第三十条」を「第三十七条」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一～七　（省略）」を「一～八　（省略）」に、「八　国立公園」を「九　国立公園」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に、「九　国立公園」を「十　国立公園」に、「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に、「十　（省略）」を「十一　（省略）」に改め、同様式を様式第四とする。

様式第二（表）中「第二十八条」を「第三十五条」に改め、同様式（裏）中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第二十八条」を「第三十五条」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項第七号」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号」を「立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号若しくは第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号」に、「に規定する職員」を「の規定による立入検査又は立入調査をする職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者にこれを」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一～六　（省略）」を「一～七　（省略）」に、「七　第二十八条第二項」を「八　第三十五条第二項」に改め、同様式を様式第三とする。

様式第一（表）中「第二十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同様式（裏）中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第二十二条」を「第三十条」に、「第十六条から第二十三条まで」を「第二十四条から第三十一条まで」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一～三　（省略）」を「一～三　第二十二条第一項に規定する」を「四　第三十条第一項の規定による」に改め、同様式を様式第二とし、附則の次に次の一様式を加える。

様式第一

（表）

第　　号	
年 月 日交付	環境大臣 （都道府県知事） 印
身分証明書	
官職 氏名	

この証明書を携帯する者は、自然公園法第七十条第一項に規定する立入検査等を行う職員である。

（裏）

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	第八十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同行の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 （以下省略）
2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	自然公園法（抄） （報告徴収及び立入検査） 第十七条　環境大臣は第十条第二項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第二項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は国定公園事業の職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証

備考　この用紙は、A列4番とし、厚紙を用い、中央の線の所から二つ折とする。